

令和元年第2回六戸町議会臨時会会議録（第1号）

令和元年5月8日（水）午前10時開会・開議

出席議員（12名）

1番	盛田嘉彦	2番	松橋一男
3番	種市正孝	4番	長根一男
5番	杉山茂夫	6番	久田伸一
7番	高坂茂	8番	下田敏美
9番	川村重光	10番	円子徳通
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	総務課長	川村星彦
企画財政課長	円子富浩	税務課長	吉田英輔
産業課長	高橋宏典	町民課長	小林章
福祉課長	舘泰之	建設下水道課長	外山昌彦
診療所事務長	川原徹	会計管理者	吉田史明
教育委員会 教育長	瀧口孝之	教育課長	長谷智
農業委員会 会長	金淵盛一	農業委員会 事務局局長	高橋宏典
選挙管理 委員会委員長	四木豊美	選挙管理 委員会 事務局局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員 事務局局長	高橋寿典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋寿典	事務局次長	澤口俊博
------	------	-------	------

議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 六戸町議会議長の選挙について
- 追加日程第 1 議席の指定について
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 六戸町議会副議長の選挙について
- 追加日程第 5 六戸町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 6 六戸町議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 十和田地域広域事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 8 十和田地区環境整備事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 10 諸報告
- 追加日程第 11 提出議案の一括上程（町長提案理由説明）
- 追加日程第 12 報告第 1号 平成30年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 追加日程第 13 報告第 2号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 追加日程第 14 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 15 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 16 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 17 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 18 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 19 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 20 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 21 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 22 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 23 承認第 10号 専決処分の承認を求めることについて
- 追加日程第 24 承認第 11号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程第 2 5 承認第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程第 2 6 議案第 2 5 号 工事の請負契約について

追加日程第 2 7 同意第 1 号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第 2 8 各常任委員会の所管事務調査付託について

追加日程第 2 9 議会運営委員会の所掌事務調査付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

1 番 盛 田 嘉 彦

2 番 松 橋 一 男

会 議 の 経 過

事務局長（高橋寿典君）

それでは、ただいまより臨時議会のほうを開いていきたいと思えます。

まず、議会事務局長の高橋でございます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、苫米地議員が年長者でありますのでご紹介申し上げます。

苫米地議員、議長席にお着き願います。

臨時議長（苫米地繁雄君）

ただいま紹介されました苫米地でございます。

地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行います。

議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと思えます。何とぞ格段のご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、本議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和元年第2回六戸町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

臨時議長（苫米地繁雄君）

臨時議長において作成しました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま着席の議席と指定いたします。

日程第2 六戸町議会議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票にするか、指名推選にするか、これを皆さんにお諮りいたします。

(「投票」の声あり)

臨時議長 (苫米地繁雄君)

ただいま投票という意見がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第1項による投票によることに決定いたしました。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

臨時議長 (苫米地繁雄君)

ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

六戸町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に種市正孝君及び長根一男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名で行います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長 (苫米地繁雄君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

2人、お願いします。

(投票箱点検)

臨時議長（苫米地繁雄君）

異状ないですね。

(「はい」の声あり)

臨時議長（苫米地繁雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(投 票)

臨時議長（苫米地繁雄君）

投票漏れありませんか。

(「なし」の声あり)

臨時議長（苫米地繁雄君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

種市正孝君及び長根一男君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

臨時議長（苫米地繁雄君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、そのうち有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち川村重光君10票、高坂茂君2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、川村重光君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開場)

臨時議長（苫米地繁雄君）

ただいま議長に当選されました川村重光君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定によって、本席より告知いたします。

議長に当選されました川村重光君よりご挨拶をお願いいたします。

(議長登壇 挨拶)

議長（川村重光君）

お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび議員皆様のご推挙によりまして、栄誉ある六戸町議会議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄であります。ご選任を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

これからの六戸町の発展とよりよい町民生活実現のため、町民とともに歩む議会を目指し、議会をより活性化させ、議会機能の向上を図りながら、円滑な議会運営に全力を傾注してまいります。

今後とも議員各位の温かいご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜れますよう心からお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございます。

臨時議長（苫米地繁雄君）

議長、川村重光君の挨拶が終わりました。

議長、議長席にお着き願います。

以上をもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(臨時議長 自席へ)

(議長 議長席へ着席)

議長 (川村重光君)

ただいま議長に選任されました川村重光でございます。

今後とも、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付してあります追加議事日程第1号のとおりであります。

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、六戸町議会会議規則第3条第1項の規定により、議長においてお手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時21分)

再開 (午前10時22分)

議長 (川村重光君)

休憩を閉じまして、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 盛田嘉彦君

2番 松橋一男君

の両名を指名いたします。

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日5月8日の1日間と決定いたしました。

日程第4 六戸町議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票にするか、指名推選にするか、これを皆さんにお諮りいたします。

(「投票」の声あり)

議 長(川村重光君)

今、投票でという意見がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は地方自治法第118条第1項による投票によることに決定いたしました。

議場の出入り口を閉めます。

暫時休憩いたします。

(議場閉鎖)

休憩(午前10時25分)

再開（午前10時29分）

議 長（川村重光君）

休憩を閉じまして、引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

六戸町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に杉山茂夫君及び久田伸一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、よろしく申し上げます。

（投票箱点検）

議 長（川村重光君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を呼びますので、順番に投票をお願いいたします。

（投票）

議 長（川村重光君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

杉山茂夫君及び久田伸一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

議 長（川村重光君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、そのうち有効投票11票、無効投票 1 票があります。これは白紙です。

有効投票のうち下田敏美君10票、高坂茂君 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、下田敏美君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開場）

議 長（川村重光君）

ただいま副議長に当選されました下田敏美君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定によって、本席より告知いたします。

副議長に当選されました下田敏美君よりご挨拶をお願いいたします。

副議長（下田敏美君）

ただいま私を副議長にご推挙いただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

今後、議長を補佐し、議会活動に取り組んでまいります。皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（川村重光君）

副議長、下田敏美君の挨拶が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時52分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 六戸町議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、六戸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

それでは、私のほうから発表させていただきます。

順位は不同でお願いします。

総務常任委員会委員、円子徳通君、下田敏美君、杉山茂夫君、種市正孝君、松橋一男君、高坂茂君、以上でございます。

産業民生常任委員会委員、苫米地繁雄君、山本実君、盛田嘉彦君、久田伸一君、長根一男君、川村重光君、以上でございます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、常任委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

常任委員会が決定いたしましたので、各常任委員会の正副委員長互選のため、直ちに総務常任委員会、産業民生常任委員会を順次、第二会議室に招集いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前10時54分）

再開（午前11時50分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じまして、休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせします。

総務常任委員会委員長、杉山茂夫君、総務常任委員会副委員長、高坂茂君、産業民生常任委員会委員長、久田伸一君、産業民生常任委員会副委員長、長根一男君、以上のとおり、それぞれ互選されましたので報告いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩（午前11時51分）

再開（午後0時58分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じまして、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第6 六戸町議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、六戸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会委員が決定いたしましたので、正副委員長互選のため、直ちに委員会を第二会議室に招集いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 0時59分)

再開 (午後 1時10分)

議長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

委員長には苫米地繁雄君、副委員長には円子徳通君がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1時11分)

再開 (午後 1時33分)

議長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 十和田地域広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

十和田地域広域事務組合議会議員に長根一男君、久田伸一君、山本実君、苫米地繁雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました長根一男君、久田伸一君、山本実君、苫米地繁雄君が十和田地域広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました長根一男君、久田伸一君、山本実君、苫米地繁雄君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

日程第8 十和田地区環境整備事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

十和田地区環境整備事務組合議会議員に盛田嘉彦君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました盛田嘉彦君が十和田地区環境整備事務組合議会議員に
当選されました。

ただいま当選されました盛田嘉彦君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第
32条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

日程第9 上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

上北地方教育・福祉事務組合議会議員に松橋一男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した者をもって、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、指名いたしました松橋一男君が上北地方教育・福祉事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました松橋一男君が本議事堂におられますので、六戸町議会会議規則第32条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1時39分)

(午後1時58分 議場において、町長より理事者側の紹介あり)

再開 (午後 2時04分)

議長 (川村重光君)

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、出席要求した者及び委任による出席した者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

日程第11 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、報告第1号から報告第2号までの2件と、承認第1号から承認第12号までの12件、議案第25号の1件、同意第1号の1件、合計16件です。

これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

それでは、今議会臨時会に提案いたしました報告2件、承認12件、議案1件、同意1件の合計16件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号 平成30年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第2号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により、各会計の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

承認第1号 六戸町税条例等の一部を改正する条例を平成31年3月31日付、専決第1号をもって専決処分したものです。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために一部改正するものであり、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第2号 六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成31年3月31日付、専決第2号をもって専決処分したものです。

本条例は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために改正するものであり、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第3号 六戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を平成31年3月31日付、専決第3号をもって専決処分したものです。

本条例は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために改正するものであり、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第4号 六戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を平成31年3月31日付、専決第4号をもって専決したものです。

本条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令が一部改正されたことに伴い、改正するものであり、これを

報告し、承認を求めるものであります。

承認第5号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第5号）を平成31年3月31日付、専決第5号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から2億1,801万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ60億5,932万円としたものであります。

承認第6号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を平成31年3月31日付、専決第6号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から2,584万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ12億3,043万7,000円としたものであります。

承認第7号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を平成31年3月31日付、専決第7号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から602万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億3,731万6,000円としたものであります。

承認第8号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を平成31年3月31日付、専決第8号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から350万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億7,375万2,000円としたものであります。

承認第9号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を平成31年3月31日付、専決第9号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から1,627万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億6,645万9,000円としたものであります。

承認第10号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を平成31年3月31日付、専決第10号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から114万4,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,912万8,000円としたものであります。

承認第11号 平成30年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を平成31年3月31日付、専決第11号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から20万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ901万3,000円としたものであります。

承認第12号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）を

平成31年3月31日付、専決第12号をもって専決処分したものです。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から5,378万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億179万1,000円としたものであります。

議案第25号 工事の請負契約について申し上げます。

本案は、柳沢橋架替工事について請負契約を締結するため提案するものであります。

同意第1号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、監査委員のうち、議員から選任された監査委員、母良田昭氏が平成31年4月30日をもって任期満了となったことに伴い、後任の監査委員に種市正孝氏を選任いたしたく、提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました案件について概要をご説明申し上げましたが、議案の詳細については担当課長よりご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、ご承認、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

ありがとうございました。

議長（川村重光君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第12 報告第1号 平成30年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、報告第1号 平成30年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

議案書の1ページです。

平成30年度の六戸町一般会計繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書により報告するものでございます。

その内容ですが、2ページの表をごらんいただきます。

8款土木費、2項道路橋りょう費におきまして、事業名、町道七百・大曲線柳沢橋架替工事事業で、1億2,100万円を翌年度に繰り越したものであります。

その財源内訳につきましては、未収入特定財源として国・県支出金が6,420万円、地方債が5,580万円、そして一般財源が100万円となっております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号 平成30年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第13 報告第2号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

報告第2号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書3ページからになります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

その内訳ですが、4ページをごらん願います。

1款事業費、2項建設事業費におきまして、小松ヶ丘処理区流域下水道接続実施設計事業で、3,100万円を翌年度に繰り越しいたしました。

その財源内訳につきましては、既収入特定財源の一般会計繰入金金が53万6,400円、未収入特定財源として国・県庫支出金が1,526万3,600円、地方債が1,520万円となっております。

以上で、報告第2号の説明といたします。

議長 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例等の一部を改正する条例を平成31年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例等を改正し、専決処分したものであります。

議案書7ページから30ページまででございます。

説明補足資料は1ページから22ページまででございます。

改正内容につきましては、改正箇所が多岐にわたるため、条項ごとの説明は行わず、主なものの概要のみご説明いたします。

また、元号につきましては、平成31年3月31日の専決処分による内容でございますので、平成を用いてご説明申し上げます。

まず、個人町民税についてですが、1つ目は、所得税において消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の控除期間が3年間延長されたことにより、延長された控除期間においても所得税から控除し切れない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するよう改正いたします。

2つ目は、ふるさと納税に係る寄附金税額控除について、制度の健全化に重点を置き、ことし6月以降は総務大臣が指定する地方団体に対して行われたものに限定するよう改正いたします。

3つ目は、未婚のひとり親についても、死別や離婚等によるひとり親と同様に所得金額が135万円以下で非課税とするよう改正し、平成33年度から適用いたします。

次に、軽自動車税についてでございますが、1つ目は、ことし10月からの自動車取得税の廃止に伴う環境性能割の導入を契機に、環境性能に優れた自家用自動車について、税率が軽減されるグリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定するよう改正いたします。なお、消費税率引き上げに配慮し、現行の軽減制度を2年間延長した上で、平成33年度と平成34年度に初回新車登録を受けた自家用自動車に適用いたします。

2つ目は、消費税率引き上げに伴う自動車取得時の負担感を緩和するため、臨時的にことし10月から来年9月までの間に取得した自家用自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減するよう改正いたします。

このほか、法令改正に伴う所要の規定の整備等を行っております。

附則は、施行期日と税目ごとの経過措置を定めるものであります。

以上で、承認第1号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (吉田英輔君)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成31年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書33ページをお開きください。

説明補足資料22ページからの新旧対照表もあわせてごらんください。

このたびの改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、同年4月1日が施行日となることから、課税事務についても、これと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

まず、第2条第2項のただし書きは、基礎課税額の限度額を3万円引き上げ、61万円とするものであります。

第23条第2号は、減額措置に係る5割軽減判定所得の基準額を5,000円引き上げ28万円に、第3号は、2割軽減判定所得の基準額を1万円引き上げ、51万円とするものであります。

附則第14項は、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入することで、国民健康保険の被保険者となった65歳以上の被扶養者に係る国民健康保険税の減免措置について、平成31年度以降、当分の間とされている適用範囲を所得割に限定するものであります。

附則は、施行期日と適用区分について定めるものであります。

以上で、承認第2号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長(吉田英輔君)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書34ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を平成31年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書36ページをお開きください。

説明補足資料23ページからの新旧対照表もあわせてごらんください。

第2条の改正は、関係する省令が改正されたことに伴い、不均一課税となる適用期限を平成33年3月31日まで、2年間延長するものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で、承認第3号の説明といたします。

議長 長(川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第17 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を平成31年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであ

ります。

議案書39ページをお開きください。

説明補足資料24ページからの新旧対照表もあわせてごらんください。

第2条の改正は、関係する省令が改正されたことに伴い、課税免除となる計画同意期限を平成33年3月31日まで、2年間延長するものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で、承認第4号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第18 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案書の40ページからになります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

42ページをお開き願います。

平成30年度六戸町一般会計補正予算（第5号）について、第1条第1項では、既定の歳入歳出の総額からそれぞれ2億1,801万4,000円減額補正し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億5,932万円とし、第2項では、款項区分ごとの金額については第1表歳入歳出予算補正によるとし、第2条では既定の債務負担行為の変更を、第3条では既定の地方債の変更を、それぞれ第2表と第3表によるものとしたものであります。

それでは、平成30年度六戸町一般会計補正予算（第5号）について、事項別明細書に基づいて説明申し上げます。

ご用意願います。補正予算に関する説明書というものです。

まず、歳入から説明いたします。

3ページをお開き願います。

11款交通安全対策特別交付金、12款分担金及び負担金、そして13款使用料及び手数料では、実績見合いによりそれぞれ調整をしております。

4ページ中段からの14款国庫支出金及び6ページからの15款県支出金では、主に事業費との関連で、補助金等の確定によりそれぞれ補正計上しております。

8ページ上段になります。

18款基金繰入金では、歳入と歳出の総額での調整を行い、減債基金と学校建設基金からの繰入金を合計で1億2,447万8,000円の減額計上をしております。

8 ページ中段から 9 ページ上段までの20款諸収入では、実績に基づく調整による補正を行いました。

21款町債では、起債対象事業における起債額の確定により、合計で4,840万円の減額計上でございます。

次に、11ページからの歳出につきましては、主に事業費等の確定や実績見込みによる精査により予算調整したものでございます。また、各特別会計への繰出金につきましては、各特別会計の補正との関連で調整したものでございます。

それでは、補正額の大きなものを中心に、主な項目について説明いたします。

12ページになります。

2 款総務費、1 項総務管理費の中ほどの 7 目企画費では、19節負担金補助及び交付金において、若者定住支援事業及び定住促進新築住宅建設補助事業、合わせて500万6,000円の減額ほか、項の計で1,119万円の減額計上となります。

15ページ下段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費では、16ページに移っての 2 目老人福祉費において、20節扶助費の養護老人ホーム入所措置費921万1,000円の減額計上、また、その下の 3 目障害者福祉費においても、20節扶助費が各種の給付費の見込み額精査により3,765万6,000円の減額となり、17ページ中段になります。項の計では6,638万円の減額となりました。3 款民生費、2 項児童福祉費では、1 目児童福祉総務費やその下の 2 目児童措置費において、20節扶助費の見込み額精査により、子ども・子育て支援、教育・保育給付費等が4,190万円の減額、児童手当が710万円の減額ほかで、18ページ上段になります。項の計では5,254万6,000円の減額となりました。

19ページになります。

4 款衛生費、2 項清掃費では、2 目下水処理費において、19節負担金補助及び交付金の浄化槽推進事業及び浄化槽設置整備事業の補助金が金額の確定により、合わせて1,066万9,000円の減額ほかで、項の計では1,205万2,000円の減額計上となりました。

19ページ下段になります。

6 款農林水産業費、1 項農業費では、20ページに移って、19節負担金補助及び交付金において、各種負担金及び補助金の確定により973万円の減額ほかで、21ページの中ほどになります。項の計で1,561万8,000円の減額計上となりました。

29ページまで飛びます。

最後の12款公債費につきましては、長期資金の元金及び利子額の確定による減額と、歳入における減債基金からの繰入金9,000万円の減額に伴う財源内訳の調整をいたしました。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番、下田敏美君。

8番（下田敏美君）

議案書の23ページ、8、2、2と8、2、3、工事請負費ですが、道路維持補修工事365万1,000円の金額、それから3目で223万5,000円の金額、道路維持補修やるところいっぱいあると思うんですけども、舗装とか、なぜ減額立てるのか。建設下水道課長、お答えください。

議長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

道路維持補修工事で365万1,000円の減額となっておりますが、この工事の内容は、道路舗装の穴埋め工事、あと補修の工事、その他の補修工事の執行残となっております。

それで、補修工事については3月までの通年工事としておりましたが、3月までの期間で補修するところがなかったのが365万1,000円の減額となりました。

以上です。

議長（川村重光君）

8番、下田敏美君。

8番（下田敏美君）

なかった。現場見えています。やるところいっぱいあるんじゃないですか。私は、なかったという言葉には納得できないな。補修するところはいっぱいあるでしょう。課長、現場見えていますか。パトロールしてますか。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

工期が3月まででしたので、その期間内で補修する箇所がなかったという意味合いでございます。新年度に入りまして、穴埋め工事のほうは4月早々発注して、対応しているところであります。

以上です。

議 長（川村重光君）

8番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

一昨年も1カ所で1日7件、8件の穴パンクした例がありますけれども、ちゃんと維持補修は日ごろやっぱりパトロールして、事前対応が必要だから、こんなに減額立てないようにして工事をしてもらいたい。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

維持補修工事については、30年度から工事の発注方法を見直ししまして、3月末までの通年工事といたしまして、町内を4カ所に区分して、4工区に区分して発注しております。3月までの工期が限定されますので、冬期間でもありますので、その期間内のできるものを発注して施工いたしまして、結果的に執行残が残ったという結果となっております。

以上です。

議 長（川村重光君）

3回までの質問でございますので、以上の回答でよろしいでしょうか。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより承認第5号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。
よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、日程第19 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。
町民課長。

町民課長（小林 章君）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書49ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を、平成31年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書51ページをごらんください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,584万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,043万7,000円としたものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算調整したものであり、その内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の3ページをごらんください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

まず、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税は、項の計で39万1,000円減額し、3億2,176万4,000円といたしました。

4ページをごらんください。

下段の5款県支出金、1項県補助金は、1目保険給付費等交付金の普通交付金や特別交付金、2目保健事業費補助金の確定により、項の計で1,405万5,000円減額し、7億7,700万円といたしました。

5ページをごらんください。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、歳出との関連において、一般会計繰入金を1,389万2,000円減額し、1億813万1,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをごらんください。

1款総務費の1項総務管理費、下段の同じく2項徴税费、8ページ上段の同じく3項運営協議会費は、執行額を精査の上、それぞれ減額計上いたしました。

2款保険給付費、1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費などの実績見込み額精査により、項の計で1,417万8,000円減額し、6億7,282万6,000円といたしました。

9ページをごらんください。

同じく2項高額療養費は、退職被保険者等高額療養費などの実績見込み額精査により、項

の計で667万3,000円減額し、8,726万2,000円といたしました。

同じく4項出産育児諸費は、実績見込み額の精査により252万円を減額計上いたしました。

10ページをごらんください。

中段の3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分から11ページの上段、3項介護納付金分までは、財源充当の変更であります。

5款保健事業費の1項特定健康診査等事業費、同じく2項保健事業費は、執行額を精査の上それぞれ減額計上いたしました。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第20 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書54ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成31年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

56ページをお開き願います。

平成30年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ602万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,731万6,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定見込みに基づき、歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、徴収見込み額を精査し、114万7,000円を増額計上しております。

4ページをお開き願います。

6款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を事業費との関連において、704万9,000円を減額計上しております。

同じく、2項基金繰入金では、下水道事業整備基金繰入金を40万3,000円と小松ヶ丘排水施設建設基金繰入金6万4,000円をそれぞれ減額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

5 ページになります。

1 款事業費、1 項総務管理費につきましては、執行見込み額を精査し、項の計で525万5,000円を減額計上しております。

同じく2 項建設事業費では、事業費の確定により、委託料、工事請負費をそれぞれ減額計上し、項の計で77万4,000円を減額計上しております。

以上で、承認第7号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第21 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書58ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成31年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

60ページをお開き願います。

平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,375万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開き願います。

今回の補正予算の内容は、事業費の確定見込みに基づき、歳入歳出予算額を調整したものでございます。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料では、徴収見込み額を精査し、30万円を増額計上しております。

4ページをお開き願います。

6款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を事業費との関連において、385万8,000円を減額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

5ページをごらん願います。

1款事業費、1項総務管理費につきましては、執行見込み額を精査し、項の計で283万4,000円を減額計上しております。

同じく、2項建設事業費では、事業費の確定により、工事請負費を66万6,000円減額計上

しております。

以上で、承認第8号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第22 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（館 泰之君）

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書62ページから66ページとなります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成31年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

64ページをごらんください。

平成30年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,627万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,645万9,000円とするものでございます。

それでは、平成30年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開きください。

今回の補正予算の内容は、主に保険給付費の実績見込みにより、歳入歳出予算額を調整したものでございます。

3ページ、1款保険料では、第1号被保険者保険料の実績見込みにより、454万1,000円を増額計上いたしました。

続いて、4ページ下段の5款国庫支出金、2項国庫補助金では、1目調整交付金のほか、項の計で787万4,000円を増額計上いたしました。

6ページをごらんください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金では、1目介護給付費繰入金のほか、項の計で312万6,000円を減額計上いたしました。下段の同じく2項介護保険財政調整基金繰入金では、介護保険財政調整基金繰入金を2,614万5,000円減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

8ページをごらんください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、保険給付費の実績見込みにより、居宅介護サービス給付費ほか、項の計で1,006万9,000円を減額調整いたしました。

11ページから14ページにかけて、5款地域支援事業費では、事業費の実績見込みに基づき減額調整をしております。

以上で、承認第9号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第23 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書67ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を平成31年3月31日専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書69ページをごらんください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ114万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,912万8,000円としたものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算調整したものであり、その内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は、項の計で78万8,000円減額し、7,201万5,000円といたしました。

3段目の3款繰入金、1項繰入金は、給与費など事務費の精査により一般会計繰入金を35万3,000円減額し、4,673万4,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

5ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費は、人件費等の精査により35万3,000円減額し、903万7,000円といたしました。

2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、保険料負担金の精査により77万9,000円減額し、1億987万8,000円といたしました。

以上で、承認第10号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第24 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書71ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成30年度六戸町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を平成31年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書73ページをごらんください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ20万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ901万3,000円としたものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定により予算調整したものであり、その内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目霊園使用料は、霊園使用料と管理料を合わせ、23万5,000円減額計上いたしました。

下段の3款繰入金、1項一般会計繰入金は、歳出との関連において2万3,000円増額し、854万5,000円といたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

1款事業費、1項総務管理費は、光熱水費などの霊園管理経費を精査の上、20万9,000円減額し、901万3,000円といたしました。

以上で、承認第11号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第25 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長 (川原 徹君)

承認第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書75ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、平成31年3月31日専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案書77ページをお開きください。

平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

第1条は、既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5,378万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億179万1,000円とするものであります。

第2条は、既定の地方債の変更であり、第2表地方債補正のとおりであります。

今回の補正につきましては、事業費の確定見込み及び歳入との関連において調整したものであります。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開きください。

1款診療収入、1項診療報酬、1目診療報酬は、実績見込みにより、4,463万3,000円を減額計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料は、予防接種及び検診料等の実績見込みにより、416万9,000円を増額計上いたしました。同じく2款使用料及び手数料、2項手数料、1目手数料は、実績見込みにより、9万7,000円を減額計上いたしました。

4ページをお開きください。

5款繰入金、1項繰入金、1目他会計繰入金は、1,228万7,000円を減額計上いたしました。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入は、実績見込みにより、26万4,000円を増額計上いたしました。

7款町債、1項町債、1目診療所事業債は、事業費確定により、120万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は、実績見込みにより、1,413万5,000円を減額計上いたしました。

6ページ、7ページになりますが、2款医業費、1項医業費につきましては、実績見込みにより、項の計で3,935万円を減額計上いたしました。

以上で、承認第12号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第26 議案第25号 工事の請負契約についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第25号 工事の請負契約についてご説明いたします。

本案は、次のとおり工事の請負契約を締結するものであります。

- 1、工事の表示、（1）名称、柳沢橋架替工事、（2）場所、六戸町大字犬落瀬地内。
- 2、契約金額、1億1,880万円。これは消費税を含むものでございます。
- 3、契約の相手方、住所、六戸町大字犬落瀬字千刈田2番地8号、会社名、株式会社佐藤

建設工業、代表者名、代表取締役佐藤陽大。

なお、工事概要及び内容、入札結果につきましては、補足資料の26ページに記載しておりますのでご参照願います。

以上で、議案第25号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 工事の請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 同意第1号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてを

議題といたします。

本案は、議員自己の問題であり、地方自治法第117条の規定に該当するので、種市正孝君の退場を求めます。

(3番(種市正孝君)退場)

議長 長(川村重光君)

本案については、提出者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより同意第1号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。
賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 長(川村重光君)

お座りください。
起立全員であります。

よって、同意第1号 六戸町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

種市正孝君の入場を求めます。

(3番(種市正孝君) 入場)

議長 長(川村重光君)

次に、日程第28 各常任委員会の所管事務調査付託についてを議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、杉山茂夫君、産業民生常任委員会委員長、久田伸一君から、所管事務について閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第73条の規定により、継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、常任委員会の調査事項等の内容については、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は令和元年5月本議会臨時会終了後から令和2年3月議会定例会招集日前日までであります。

以上、常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第29 議会運営委員会の所掌事務調査付託についてを議題といたします。

議会運営委員会が閉会中も活動するためには、議決を得た特定事件がなければなりません。そのためには、議員の任期ごとに次の件名で議決を得ておくことが適当であるという解釈から、議決を求めるものであります。

議決を求める件名は、本日からの議員の任期中における会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項であります。

お諮りいたします。

本案は、件名のとおり議決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は件名のとおり議決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

本日ここに議席も定まり、また常任委員会の所属も決まりまして、議会の活動体制も整い、いよいよ議会活動が始動いたします。

皆様方には、町政発展のためご活躍されることを心からお祈り申し上げますとともに、今後の議会運営につきましても、格別のご支援とご協力、ご指導を賜りますよう、あわせてお願い申し上げます。

長時間にわたる審議、まことにお疲れさまでした。

以上をもちまして、令和元年第2回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 (午後 3時25分)